

広島県における麻しん排除に向けた対策について

平成20年10月15日 広島県麻しん対策会議
【広島県地域保健対策協議会健康危機管理対策専門委員会】

1. 麻しん発生時の対応方針について

1 目 的

麻しん発生時において関係機関が、迅速に連携、情報共有することにより、感染の拡大を防止するために、対応方針を定める。

2 対応方針

(1) 医 師

麻しん患者を診断した場合は、速やかに保健所に届出を行い、患者（保護者）の了承が得られた場合は、別紙1「麻しん患者連絡票」の内容について聞取を行い、保健所の疫学調査に協力する。

また、修飾麻しんを疑う患者については、検査確定前であっても、保健所に連絡をする。

(2) 保健所

保健所は、医師及び学校等から麻しん患者の発生の連絡を受けたときは、別紙2「麻しん患者調査票」に基づき、疫学調査等を実施し、感染拡大防止に努める。

ただし、地域において、患者が多く発生していて、個々の患者への調査等が実施できないと保健所が判断した場合は、「集団発生調査」のみを実施し、当該施設における感染拡大防止に努める。

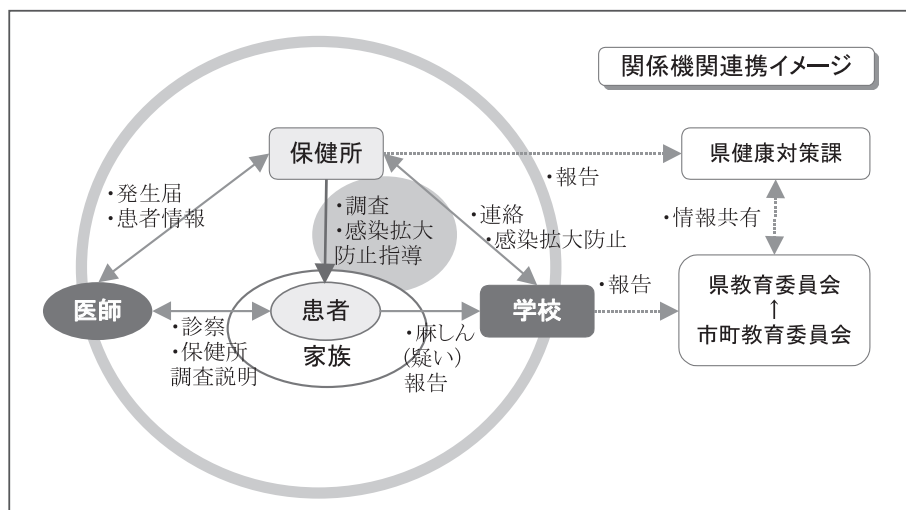
(3) 学校等教育関係機関

保護者等から麻しん（疑いを含む）の連絡があった場合は、直ちに別紙3「麻しん罹患（疑い）者連絡票」により保健所、学校医及び教育委員会へ連絡するとともに、学校等在籍者の健康状態、麻しんの罹患歴、予防接種歴を調査し、保健所等関係機関と連携し、学校内での感染拡大防止に努める。

なお、予防接種歴、罹患歴については、平時にあらかじめ把握しておくことが望ましい。

(4) 市 町

麻しんの発生状況に対応し、住民に注意喚起を行うとともに、積極的に予防接種の勧奨を行う。



3 対 応

(1) 医 師

① 保健所への届出

麻しん患者を診断した医師は、速やかに保健所に麻しん発生届を提出する。
修飾麻しんを疑う場合は、検査確定前であっても、保健所へ連絡をする。

- ② 患者(保護者)への説明
患者(保護者)に対し、保健所調査の説明を行い、了承を得られた場合は、別紙1「麻しん患者連絡票」の患者情報を聞き取り保健所調査に協力する。
- (2) 保健所
 - ① 医師への確認
医師から麻しん患者発生届又は疑い例の連絡を受けた保健所は、医師に患者情報の確認を行う。
 - ② 患者(保護者)への調査・指導
保健所は、患者及び家族等の健康状態、罹患歴を確認し、麻しん感受性者に対して、発症防止対策の指導を行う。
 - ③ 関係機関への連絡
保健所は、麻しん患者発生届をオンライン入力するとともに、患者情報について県健康対策課へ連絡する。また、患者が学校等の集団生活を行っている場合、学校等へ連絡し、学校等に対し感染拡大防止指導を行う。
 - ④ 保健所は、地域で麻しん患者が多数報告され、個々の患者への調査が出来ないと判断した場合は、上記①②の対応は行わず、③の集団発生施設への感染拡大防止指導を行う。
 - ⑤ 保健所は一週間に同一市町において複数の患者発生があった場合は、当該市町に連絡をする。
- (3) 健康対策課
保健所から報告を受けた県健康対策課は、患者が学校等の集団生活を行っている場合は、県教育委員会へ情報提供を行う。
- (4) 学校等
 - ① 関係機関への連絡
保護者等から麻しん(疑いを含む)の連絡を受けた場合は、別紙3「麻しん罹患(疑い)者連絡票」により保健所、学校医及び教育委員会等へ速やかに連絡をする。(既に保健所から患者発生の連絡があったものは保健所への連絡は不要。)
 - ② 児童生徒等の調査
児童生徒、教職員等の健康状況の把握、予防接種歴、罹患歴の確認を行う。
なお、学校においての措置の判断に必要なため、予防接種歴、罹患歴については、平時に把握しておくことが望ましい。
 - ③ 児童生徒及び保護者への情報提供
麻しんの発生についての周知及び注意喚起、予防接種の勧奨等を行うなど、関係機関と連携し、学校内での感染拡大防止に努める。
 - ④ 学校の閉鎖措置の決定
学校等の閉鎖措置については、在籍者の罹患歴、予防接種歴等を勘案し、学校医の助言により、学校長が決定する。学校等の措置を決定した場合は、保健所へ速やかに連絡をする。
 - ⑤ 経過観察
最後の麻しんの患者と児童生徒等への最終接触日から、4週間程度、在籍者等の健康調査を実施し、経過観察をする。
- (5) 教育委員会
学校等から麻しんの発生について連絡を受けた市町教育委員会は、県教育委員会を経由し、県健康対策課へ連絡し、情報を共有する。
- (6) 市 町
保健所から、一週間に複数名の患者発生があった旨、連絡を受けた市町は、地域住民への注意喚起を行い、予防接種の積極的な勧奨を実施する。

4 情報の公表

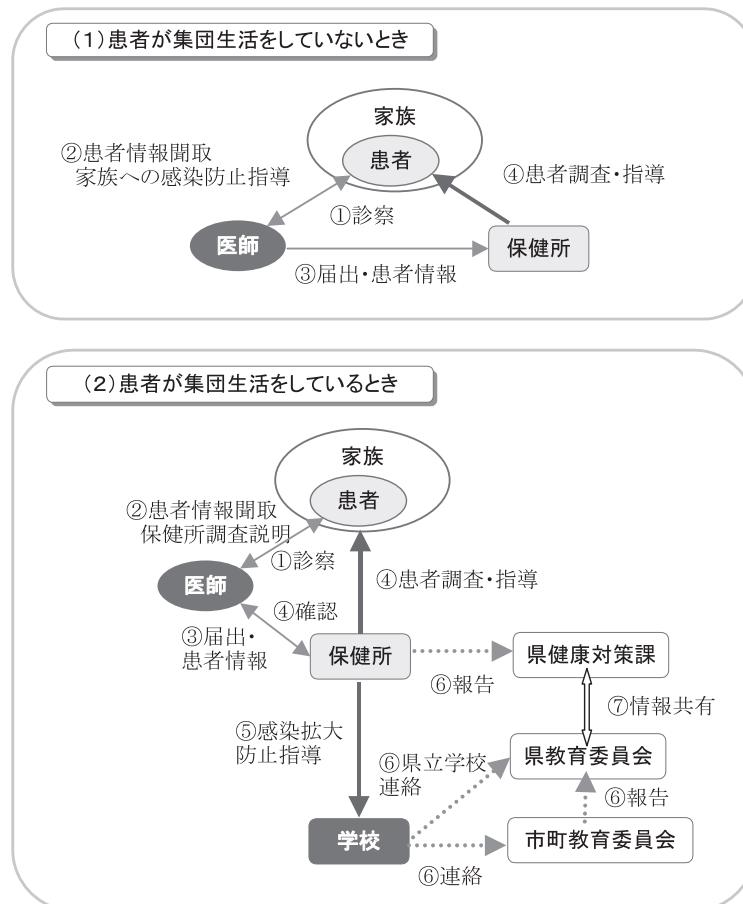
- (1) 県内の麻しん患者発生状況は、広島県感染症情報センターのHPに感染症発生動向調査週報として公表する。
- (2) 県健康対策課は、学校等が休校等の措置を実施した場合や流行が拡大し注意喚起が必要と判断した場合は、県民への啓発のために、報道機関等に情報提供を行う。

5 その他

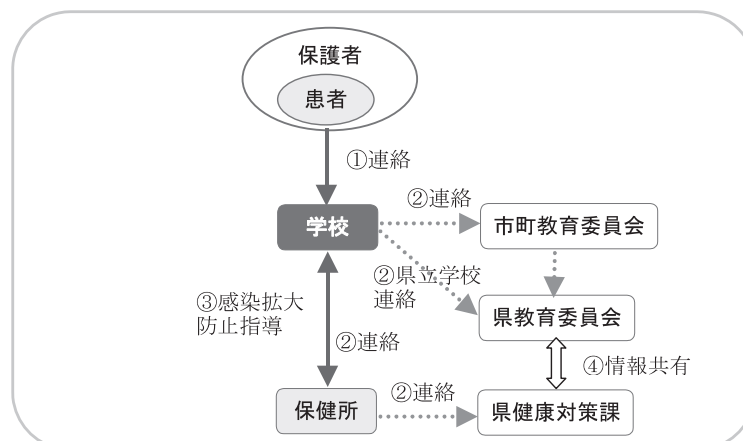
- (1) 広島市においては、保健所を保健センター、県健康対策課を広島市保健医療課に読み替える。
- (2) 私立学校については、教育委員会を広島県学事課と読み替える。
- (3) 上記4の情報の公表の県健康対策課は、広島市においては広島市保健医療課、呉市においては呉市保健所、福山市においては福山市保健所に読み替える。
- (4) 施設等における麻しん発生時の対応は、必要に応じ学校等の対応に準じて実施する。

麻しん発生時の対応フロー図

1 医師から保健所へ患者の届出があったとき



2 学校等から保健所へ患者の報告があったとき



別紙1

◆◆麻しん(疑い例を含む)を診断した医師の方へお願い◆◆

「麻しんに関する特定感染症予防指針(平成19年12月28日告示)」により、平成24年までに麻しんを排除する目標が定められています。

広島県では可能なかぎり、麻しん患者への疫学調査を実施することになりました。保健所の調査に必要になりますので、次の事項につきまして、患者(保護者)の了解が得られた場合、保健所へ情報提供をお願いします。

麻しん患者(疑い患者)連絡票(医師→保健所)

1 患者氏名					
2 患者住所	市(町) 区 町(番地は不要)				
3 患者の集団生活の有無:	有↓ ・ 無				
学校名・クラス等 (勤務先・職種)	学校		年 組		
4 診断時の患者の状態	入院・通院	5 学校等への通学(通勤)状況	月 日まで通学(通勤)		
6 家族(同居人)の感染状況、罹患歴等保健所への連絡事項等があればご記入ください。					
7 保健所からの患者への連絡先	電話番号		氏名 (患者との関係)	()	

平成20年1月1日から
麻しん・風しん患者が全数届出の対象になりました!

対 象 全医療機関

届出期間

診断後速やかに
(7日以内)

届出場所 管轄の保健所

	麻 し ん	修飾麻しん	風 し ん
検 査 診断例	届出に必要な臨床症状の3つのすべてを満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。	届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。	届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。
臨 床 診断例	届出に必要な臨床症状のすべてを満たすもの。		届出に必要な臨床症状のすべてを満たすもの。

●届出に必要な臨床症状

■ 麻しん

- (1) 麻しんに特徴的な発疹
- (2) 発熱
- (3) 咳嗽、鼻汁、結膜充血などのカタル症状

■ 風しん

- (1) 全身性の小紅斑や紅色丘疹
- (2) 発熱
- (3) リンパ節腫脹

●届出に必要な病原体診断

検 査 方 法	検査材料
○ 分離・同定による病原体の検出	咽頭ぬぐい液 血液 髄液
○ 検体からの直接のPCR法による病原体の遺伝子検出	
○ 抗体の検出(IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転または抗体価の有意の上昇)	血清

●届出様式

広島県感染症情報センターのHPに掲載しています。

別紙2

麻しん患者調査表（保健所用）

◆ 医師からの連絡による調査項目 ◆						
1	患者氏名：					
2	患者住所：	市（町）	区	町（番地は不要）		
3	患者の集団生活の有無：有↓ ・ 無 学校名（勤務先等）の名称： 学年クラス（社会人の場合は職種）：年 組（ ）					
4	診断時の患者の状態：入院 ・ 通院					
5	学校等への通学（通勤）状況：月 日 まで通学（通勤）					
◆ 医師への確認項目 ◆						
修飾麻しんを疑う場合 検査結果判明予定 月 日頃						
◆ 患者（家族）への調査項目 ◆						
1	家族（同居人）の状況					
	続柄	年齢（学年）	学校名等	麻しんを疑う症状	麻しん罹患歴	ワクチン接種歴
				有 ・ 無	有 ・ 無	1回・2回・無
				有 ・ 無	有 ・ 無	1回・2回・無
				有 ・ 無	有 ・ 無	1回・2回・無
				有 ・ 無	有 ・ 無	1回・2回・無
				有 ・ 無	有 ・ 無	1回・2回・無
2	特記事項					
◆保健所対応確認項目◆						
	項 目					実施日時
1	医師への確認（必要に応じ）					
2	家族への調査・感染拡大防止指導					
3	学校等への連絡（学校の健康調査・感染拡大防止対策等確認指導）					
4	県健康対策課への連絡					
5	サーベイランス入力					

別紙3

◆保護者から麻しんの報告を受けた学校長へお願い◆

学校内で麻しん(疑いを含む)が発生した場合、次により保健所等関係機関へ連絡してください。

(既に保健所から当該罹患者について、学校へ連絡が入っているものについて、保健所への連絡は不要です。)

麻しん罹患(疑い)者連絡票(学校→保健所・教育委員会)

1	学校名	:	
2	学校所在地	:	
3	罹患者氏名	:	(男・女)
	学年組番号	:	年 組 番
3	罹患者の医療機関の受診状況		受診済 ・ 未受診
	○ 医療機関名	:	
	○ 受診月日	:	月 日 ※分かれれば記入
	○ 発症日	:	月 日 ※分かれれば記入
	○ 罹患者の状態	:	入院中 ・ 欠席 ・ 出席
4	学校の対応状況		
		項 目	対応欄
1	在籍者の健康調査		実施済・これから実施
2	在籍者の罹患歴・予防接種歴調査		実施済・これから実施
3	児童生徒(保護者)への周知・注意喚起・予防接種勧奨		実施済・これから実施
5	関係機関への連絡事項があれば記入		
6	学校の連絡先		
	電話番号	:	
	FAX 番号	:	
	担当者職氏名	:	

麻疹届出基準

(1) 定義

麻疹ウイルスによる急性熱性発疹性疾患である。

(2) 臨床的特徴

潜伏期は通常10～12日間であり、症状はカタル期（2～4日）には38℃前後の発熱、咳、鼻汁、くしゃみ、結膜充血、眼脂、羞明などであり、熱が下降した頃に頬粘膜にコプリック斑が出現する。発疹期（3～4日）には一度下降した発熱が再び高熱となり（39～40℃）、特有の発疹（小鮮紅色斑が暗紅色丘疹、それらが融合し網目状になる）が出現する。発疹は耳後部、頸部、顔、体幹、上肢、下肢の順に広がる。回復期（7～9日）には解熱し、発疹は消退し、色素沈着を残す。肺炎、中耳炎、クループ、脳炎を合併する場合がある。麻疹ウイルスに感染後、数年から十数年以上経過してSSPE（亜急性硬化性全脳炎）を発症する場合がある。

なお、上記症状を十分満たさず、一部症状のみの麻疹（修飾麻疹）もみられることがある。これはワクチンによる免疫が低下してきた者に見られることが多い。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から麻疹が疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から麻疹が疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

(4) 届出のために必要な要件

ア 麻疹（検査診断例）

届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

イ 麻疹（臨床診断例）

届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの。

ウ 修飾麻疹（検査診断例）

届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

届出に必要な臨床症状

ア 麻疹に特徴的な発疹
イ 発熱
ウ 咳嗽、鼻汁、結膜充血などのカタル症状

届出に必要な病原体診断

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、血液、髄液
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	
抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）	血清

1. 麻しんについては、診断を行った医師は7日以内に届出をしていただくこととなっておりますが、麻しんに対するより迅速な行政対応に資するため、麻しんを診断した医師は24時間以内を目処に最寄りの保健所への届出を行っていただくようお願いします。
2. 臨床診断例については、届出後であっても可能な限り検査診断を実施し、その結果について最寄りの保健所に報告していただくようお願いします。

別記様式5-14-3

麻 し ん 発 生 届

都道府県知事(保健所設置市・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 _____ 印 _____

(署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称 _____

上記病院・診療所の所在地(※) _____

電話番号(※) () - _____

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検案)した者(死体)の種類
・患者(確定例) ・感染症死亡者の死体

2 性別	3 診断時の年齢(0歳は月齢)
男 ・ 女	歳 (か月)

病 型		1 1 感染原因・感染経路・感染地域
1) 麻しん(検査診断例) 2) 麻しん(臨床診断例) 3) 修飾麻しん(検査診断例)		①感染原因・感染経路(確定・推定) 1 飛沫・飛沫核感染(感染源の種類・状況:) 2 接触感染(接触した人・物の種類・状況:) 3 その他() ②感染地域(確定・推定) 1 日本国内(都道府県 市区町村) 2 国外(国 詳細地域) ③麻しん含有ワクチン接種歴 1回目 有(歳)・無・不明 ワクチンの種類(麻しん単抗原・MR・MMR・不明) 接種年月日(S・H 年 月 日・不明) 製造会社/Lot番号(/ ・不明) 2回目 有(歳)・無・不明 ワクチンの種類(麻しん単抗原・MR・MMR・不明) 接種年月日(S・H 年 月 日・不明) 製造会社/Lot番号(/ ・不明)
4 症 状	・発熱 ・咳 ・鼻汁 ・結膜充血 ・眼脂 ・コプリック斑 ・発疹 ・肺炎 ・中耳炎 ・腸炎 ・クループ ・脳炎 ・その他()	
5 診断方法	・分離・同定による病原体の検出 検体: 咽頭拭い液・血液・髄液・その他() 遺伝子型: () ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体: 咽頭拭い液・血液・髄液・その他() 遺伝子型: () ・血清IgM抗体の検出 ・ペア血清での抗体の検出 結果: 抗体陽転・抗体価の有意上昇 検査方法: EIA・HI・NT・PA・その他() ・その他の検査方法() 検体() 結果() ・臨床決定()	
6 初診年月日	平成 年 月 日	
7 診断(検案(※))年月日	平成 年 月 日	
8 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
9 発病年月日(*)	平成 年 月 日	
10 死亡年月日(※)	平成 年 月 日	

(1、2、4、5、11欄は該当する番号等を○で囲み、3、6から10欄は年齢、年月日を記入すること。

(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。

(*)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。4、5欄は、該当するものすべてを記載すること。)

2. 麻しんの定期予防接種率95%を達成するための対策

1 市町は定期予防接種事業を計画的に実施することとし、麻しん対策会議はその実施方法や進捗状況を客観的に評価する。

- 定期予防接種対象者のうち第2期、第3期及び第4期は保育所及び学校等で集団生活をする環境下にあることから、市町は実施主体として、予防接種対象者及びその保護者、保育所設置者、学校等（幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等）設置者及び医療従事者等と協議し、毎年1月から3月までの期間に次年度の予防接種実施方法及び接種勧奨計画等を盛り込んだ定期予防接種事業年間実施計画（年間実施計画）を策定する。
- 広島県麻しん対策会議は、年間実施計画策定の支援をするため、別紙1「接種勧奨計画の策定に係る基本的な考え方及びスケジュール」を示す。
- 広島県麻しん対策会議は、市町に年間実施計画、第2期、第3期及び第4期の予防接種率及び接種勧奨の状況を次の日程で報告させることとし、予防接種率等に基づき予防接種事業を評価し、市町を指導する。

予防接種率等調査対象期間	調査及び麻しん対策会議への報告時期	麻しん対策会議開催時期※	評価検討する事項
前年度 ----- 4月から6月末まで	5月 ----- 8月	9月	・前年度実施状況総括 ・重点的接種勧奨期間の実施状況等
4月から9月末まで	11月	12月	・4月から9月末の実施状況を踏まえた次年度の年間実施計画の策定に係る考え方等

※この時期以外にも、必要に応じて会議を開催する。

2 市町定期予防接種事業を推進するため、広島県麻しん対策会議は、「学校における麻しん対策ガイドライン」により学校等が実施した第3期・第4期定期予防接種対象者に対する予防接種歴等調査及び未接種者に対する接種勧奨の状況を把握する。

- 広島県麻しん対策会議は、学校における調査及び未接種者に対する接種勧奨の実施方法に関する情報を、私立学校及び国立学校等へ提供する。

3 広島県麻しん対策会議は、18歳以上の者を受け入れる大学及び専修学校等に対して、入学時に予防接種歴等確認調査を実施するよう要請する。

- 大学等から予防接種歴等確認調査に関する助言を求められた場合は、別紙を参考に実施するよう要請する。
- 調査の結果、定期予防接種対象者で未接種の者に対しては積極的に接種勧奨を行い、定期予防接種対象者以外の者で未接種・未罹患の者（不明な者を含む。）あるいは1回しか接種していない者に対しては任意接種することを推奨する。

市町接種勧奨計画の策定に

市町予防接種事業

- 定期予防接種の実施は、市町が主体となり予防接種対象者及びその保護者、保育所設置者、学校等設置
- 第2期、第3期及び第4期対象者が4月1日から接種できる体制を確保すること。
- 市町において対象者及び既接種者及び未接種者を把握していること。
- 接種勧奨にあたっては、接種対象者及び未接種者に的確に周知できる個別通知の方法をとること。
- 定期予防接種の広報にあたっては、関係機関と麻しんの性質とともに各期の対象者は予防接種不適合者や共通認識を図ること。
- 4月、7月、10月を県内市町接種勧奨時期とし、特に接種勧奨を積極的に行うこととする。実施の詳細について
- 本県では【子どもの予防接種週間】が実施される3月は、特に麻しんの予防接種に対する理解を深め接種勧奨性質とともに、当該年度の対象者及び次年度の接種対象者に対して接種勧奨をする。

生後12月 から生後2 4月未満の 子 【第1期】	【第1期】
	・麻しんの排除及びその維持にあたっては、第1期及び第2期の接種は確実に接種させる必要がある旨、保護者に認識させ ・母子保健法に基づく、健康診査の機会を利用して、当該健康診査の受診者の予防接種歴及び罹患歴を母子健康手帳で ・子育てサークル等の会合の機会を捉え勧奨する。 ・集団生活をしている者に対しては、保育所等と連携し接種勧奨を行う。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
幼稚園または保育所 年長組 【第2期】	接種勧奨 未接種者 へ 接種勧奨			未接種者 へ 接種勧奨			未接種者 へ 接種勧奨
	調査時期 保健 調査		6月末 現在 接種状 況調査				小学校 入学前 健康診 断
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
中学1年生 相当の者 【第3期】	接種勧奨 未接種者 へ 接種勧奨			未接種者 へ 接種勧奨	夏季休暇		未接種者 へ 接種勧奨
	調査時期 保健 調査		6月末 現在 接種状 況調査			前回調査未 接種者の9 月末現在接 種状況調査	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
高校3年生 相当の者 【第4期】	接種勧奨 未接種者 へ 接種勧奨			未接種者 へ 接種勧奨	夏季休暇		未接種者 へ 接種勧奨
	調査時期 保健 調査		6月末 現在 接種状 況調査			前回調査未 接種者の9 月末現在接 種状況調査	
広島県麻しん対策 会議活動計画	重点的接種勧奨期間						【第1回会議】 ○前年度総括 ○重点的接種勧奨期 間の評価

第2期

- ・麻疹排除及びその維持には、第2期の接種は極めて重要となることを認識し、保育所・幼稚園・教育委員会等と連携して、予防接種状況や罹患歴を確認、未接種者等に対する接種勧奨を依頼する。
 - 春に保育所や幼稚園で実施されている保健調査等
 - 秋に市町教育委員会が実施する小学校入学前健康診断時
 - 各学校で実施される入学説明会
- ・図書館等対象者が利用する施設にリーフレットやポスター掲示を依頼する。

第3・4期

- ・平成24年度までに麻疹を排除するための重要な施策の1つは平成20年度から5年間の補足的接種であることを認識し、特に対象者に対して積極的に広報していく必要がある。
- ・次のとおり実施することとされている中学校及び高校等における予防接種状況等調査及び未接種者に対する接種勧奨を実施する場合、市町は調査スケジュールに併せてリーフレットを作成する等、学校と調整、協力しながら接種勧奨をしていく。
 - 春に学校で実施されている保健調査等
 - 中学1年生 7月、10月、3月
 - 高校3年生相当 7月、10月、12月
- ・第4期対象者に対しては、夏休みまでに接種させるよう特に配慮し接種勧奨を行うこと。

第3期・第4期対象者の接種勧奨に対しては、市町と県が協力して実施していくこととする。

【第2回会議】

- 次年度の年間実施計画の策定指針等

市町年間実施計画策定

予防疫種月間

(例)

平成20年 月 日

合格者、保護者の方へ

〇〇大学事務

学内における麻疹（はしか）などの感染予防について御協力をお願い

平成19年春、関東地方を中心に麻疹が全国的に流行し、県内でも休校措置をとる大学がありました。麻疹は感染力が極めて強く、思春期以降に発症すると入院する割合が高く、20歳以上では合併症を併発する頻度も高くなるといわれています。幼少時の予防接種だけでは十分な抗体価が保てないため、全国的な麻疹対策として平成18年度から2回接種となり、平成20年度からは5年間の経過措置として高校3年生相当*の方と中学1年生相当の方もお住まいの市町村（特別区）が費用を負担し予防接種ができることとなりました。

- これらの状況下におきまして、本学では平成20年度入学生から特に麻疹及び風疹（三日はしか）、その他おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）、水痘（水ぼうそう）の予防接種歴、罹患の有無等について母子健康手帳等で確認していただくこととしています。
- 確認後、各ワクチン、特に麻疹及び風疹を接種しておらず、かつ罹患したことがない方（不明な方を含む。）、あるいはワクチンを1回接種し、10年以上経過された方や検査の結果抗体がないと診断された方はかかりつけ医とご相談の上、2回目のワクチンの接種し、入学されることをお勧めします。
- これらの疾病の予防接種歴、罹患歴及び抗体検査の結果等は実習や留学時に必要となる場合がありますので、大切に保管しておいてください。
- なお、各自の健康管理及び学内での集団発生の予防のため「予防接種状況報告書」を御記入のうえ、入学手続書類とともに大学へ御返送くださるようお願いいたします。

※ 平成20年度における高校3年生相当の方は平成2年4月2日から平成3年4月1日までの間に生まれた方です。

予防接種状況報告書

受験番号

氏名

生年月日（ 年 月 日）

- 1 「予防接種の有無」及び「罹患の有無」欄の記載にあたっては、記憶に頼らず母子健康手帳などを見て記載してください。

また、該当する方へ○をつけてください。

- 2 ワクチンの種類は、母子健康手帳では次のように記載されている場合があります。

○ MMR おたふくかぜ、麻しん、風しん混合ワクチン

○ MR 麻しん、風しん混合ワクチン

ワクチンの種類	予防接種歴等	罹患の有無 (かかったことがありますか。)
麻しん (はしか)	第1回 受けた()年()月()日・受けていない 第2回 受けた()年()月()日・受けていない ※抗体検査結果(実施した人のみ記載) 抗体あり(検査年月日 年 月 日) ・ なし	ある・ない
風しん (三日はしか)	第1回 受けた()年()月()日・受けていない 第2回 受けた()年()月()日・受けていない ※抗体検査結果(実施した人のみ記載) 抗体あり(検査年月日 年 月 日) ・ なし	ある・ない
おたふくかぜ	受けた()年()月()日・受けていない	ある・ない
水痘(水ぼうそう)	受けた()年()月()日・受けていない	ある・ない

各ワクチン、特に麻しん風しんの予防接種をしておらず、かつ罹患したことがない方（不明な方を含む。）、あるいは麻しん及び風しんのワクチンを1回接種し、10年以上経過された方や抗体検査の結果、抗体がないと診断された方はかかりつけ医とご相談の上、2回目のワクチン接種をお勧めします。

【麻しん風しんの予防接種については、次のフロー図を参考にしてください。】

